平成２１年（フ）第３４８４号
横浜市神奈川区羽沢町917番地　羽沢グリーンハイツ　２棟203号
破産者　平塚　良子（旧姓脇坂）
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４８５号
横浜市神奈川区菅田町776―１　西菅田２―８―202、住民票上の住所横浜市南区永田東２丁目33番16号
破産者　脇坂　　博
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４８６号
横浜市神奈川区菅田町776―１　西菅田２―８―202、住民票上の住所横浜市南区永田東２丁目33番16号
破産者　脇坂　純子
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５号
川崎市高津区明津222番地１　オーベル元住吉307
破産者　金　　丁龍
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４７号
福井県越前市幸町４番20号
破産者　鈴木美保子
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２０号
福井県あわら市二面第16号１番地14、旧住所福井県坂井市三国町梶第26号45番地
破産者　船木　一輝
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
福井市西学園３丁目519番地
破産者　牧田　恭穂
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４０８号
愛知県豊田市陣中町２―17―８　アヴァンゼ陣中207永砂暁子方、住民票上の住所京都府京丹後市網野町高橋824番地
破産者　永砂　千秋
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第４０９号
京都府京丹後市網野町高橋824番地、開始決定時の住所鹿児島県曽於市大隅町岩川569知露荘１号棟101号室
破産者　永砂　　弘
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３２９号
京都市右京区鳴滝蓮池町４番地、前住所京都市上京区千本通二条下る聚楽町857番地　ライオンズマンション聚楽二条1102号
破産者　才本　　清
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３３０号
京都市右京区鳴滝蓮池町４番地、前住所京都市上京区千本通二条下る聚楽町857番地　ライオンズマンション聚楽二条1102号
破産者　才本　直美
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３６８号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地22棟105号
破産者　宮竹　　昭
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２９４２号
大阪府寝屋川市東香里園町９番49号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市国松町40番14号
破産者　松村　孝太
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３７号
大阪府和泉市観音寺町534番地の１セルサス和泉207号、開始決定時の住所大阪府和泉市のぞみ野３丁目829番地の45
破産者　山口　勇人
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５３９号
大阪府和泉市王子町２丁目１番５―105号
破産者　山口　尚文
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６２８号
大阪府和泉市和気町２丁目３番４―305号
破産者　中尾　彰博
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
大阪府阪南市下出738―４レオパレス206号、住民票上の住所和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅901番地２
破産者　小林　茂人
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
大阪府和泉市万町446番地の４
破産者　濵口　久子
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係